

2026年9月

消費者情報

八代市（氷川町・芦北町）消費生活センター

電話：0965-33-4162



令和8年熊本地震が起きて1か月以上が経過しました。酷暑と闘いながらの被害復旧、避難生活を余儀なくされている方々の心と体の健康を危惧せずにはおれません。また、全国各地から支援にかけつけてくださった自治体の方、ボランティアの方には八代市民として心から頭の下がる思いです。

地震後、八代市消費生活センターには、災害に便乗した悪質商法の相談が数多く寄せられています。

相談事例

【事例1】

地震後に業者が訪ねてきて、割れた瓦の上にブルーシートを張ってくれました。「ボランティアでやっている」として無料でやってくれましたが、この業者は近所を訪問して市政協力員の私の名前を出して契約を取り付けているようです。先ほど、この業者に勧められて屋根工事を契約した近隣住民が、「業者が市政協力員の私の家にブルーシートを張った話をしたので、つい業者を信用したものの高額なので工事を断りたい」と相談してきました。クーリングオフできますか。この業者が張ったブルーシートの重石の土のうは中身が瓦くずで、そのため土のうが破れ中身がポロポロこぼれて屋根から落ちてきています。（60代男性市政協力員）

〈助言〉

近隣住民の契約は、訪問販売であり契約した翌日の相談だったので問題なくクーリングオフができます。クーリングオフを通知するよう助言しました。

〈注意〉

市政協力員である相談者の信用を利用したのは悪質と言わざるをえません。



【事例2】

地震で水が出なくなったため、電話帳で水道設備業者を探し電話して自宅に来てもらいました。設備業者は、ポンプを新しく交換してもほかの原因で水が出ない場合もあると事前説明をしたうえで、「ポンプが古いので交換しませんか」と見積額を提示して勧誘してきました。水が出ない原因は不明なままでしたが、ポンプが古いのは事実だったのでポンプの交換をすれば水は出るだろうと期待して交換してもらったものの、結局水は出ませんでした。周辺を調べていた他の水道設備業者の話によると、井戸水が枯渇しているとのことでした。クーリングオフすることはできますか。

〈助言〉

相談者は自身で業者を呼んでいますので、クーリングオフは適用されません。事前に、水が出ない原因はポンプ以外の可能性もあるという説明を受け見積額も提示されたうえで契約しており、不意打ち的な契約とは言えません。すでに工事は完了しているので支払金額については自主交渉をお願いしました。

〈注意〉

井戸水の不具合については、いろいろな原因（ポンプの故障・地下水位の低下・砂泥による砂こし器の目詰まり等）が考えられるため、原因を見極めての工事をする必要があります。



全国的なその他の事例

- ・「無料」「ボランティア」と言って家の片付けなどを行い、あとから高額な代金を請求する
- ・「補助金申請の代行をしてあげる」と言って、金銭を要求する

消費者へのアドバイス

- 契約する場合は複数社から見積もりを取り、サービス内容や料金を十分に検討しましょう
- 工事に限らず事業者と契約を結ぶ場合は、取引内容を明らかにした契約書を交付してもらいましょう
- 料金やサービス内容に納得できない場合は、きっぱりと契約を断りましょう
- 緊急を要するトラブル発生に備え、事前に情報を収集しておきましょう
- トラブルが生じた場合は、最寄りの消費生活センター等へ相談しましょう

消費生活相談関連のご案内【令和8年10月分】

相談内容	開催日
無料弁護士法律相談 《予約制》	令和8年10月9日（金）、23日（金） 10:00～12:00 13:00～16:00
	予約は令和8年10月1日（木）午前8時30分から受付を開始します。 市民活動政策課 TEL：0965-33-4482までお電話ください。

◆◆◆ 八代市消費生活センター ◆◆◆

時 間：月～金（祝日を除く）9時～17時

場 所：八代市役所2階 消費生活センター

TEL：0965-33-4162

相談無料・秘密厳守